

平成27年 第4回福島町教育委員会会議録

□開催日時	平成27年3月26日(木)午後6時10分～午後7時05分	
□開催場所	福島町役場 庁議室	
□出席委員	委員 佐々木 幸夫 君(委員長職務代理者)、委員 阿部 透 君、 委員 佐藤 節子 君、教育長 盛川 哲 君	4名
□欠席委員	委員長 平沼 竜平 君	1名
□委員以外 の出席者 【説明員】	学校教育課長 飯田 富雄君、生涯学習課長 阿部 憲一君、 学校教育課長補佐 星野 優司君、給食センター次長 太田 徳浩君、 生涯学習係長 福原 貴之君	5名

会議成立・開会

○委員長職務代理者 ご苦勞様です。本日は、委員長が所用のため私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは平成27年第4回福島町教育委員会会議を行います。

ただ今の出席委員数は4名で、在任委員の半数に達しておりますので、会議は成立いたしました。よって平成27年第4回教育委員会会議を開催いたします。

会期の決定

○委員長職務代理者 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期委員会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長職務代理者 異議なしと認め、会期は本日一日と決定いたしました。

会議日程

○委員長職務代理者 本日の議事は、皆さんに配布の会議・議事日程にしたがって行いますので、よろしくお願いいたします。

会議録署名委員の指名

○委員長職務代理者 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、佐藤委員を指名いたします。

事務報告

○委員長職務代理者 日程第3、事務報告を行います。まず、教育長から重点報告をお願いします。

○教育長 ご苦勞様でございます。私の方から4点程報告いたします。会議日程の1ページをお開き下さい。1番目、平成27年度全国学力学習状況調査についてでございます。平成27年度の日程は4月21日(火)で、小学6年生は国語、算数と理科、中学3年生は国語、数学と理科となります。

2番目、福島中学校卒業生の進路についてでございます。平成26年度の福島中学校卒業生の進

路は次のとおりとなりました。国立は1名、福島商業高校は18名、他に道立普通高校が3名、養護学校が1名であります。また、市町立学校は3名、私立が2名で28名全員が進学となりました。

3番目、町内子ども園、幼稚園、小中学校、高等学校の入学式、入学者数等でございます。4月3日に認定子ども園福島保育所の入園式、入所式がございます。予定者は39名。これは全体数でございます。4月6日には各小中学校の入学式があります。10時から吉岡小学校。入学者は4名になります。10時30分から福島小学校、入学者は13人と書いてありますが2名転出のため11名の入学者となります。13時30分から福島中学校、入学者は30名となります。4月8日の14時から福島商業高等学校、入学者は22名になります。次に4月10日福島幼稚園、入園者は12名になります。入学式の祝辞等につきましては後日委員長と相談いたします。

4番目。教育委員会職員の任免についてでございます。平成27年4月1日付の人事異動により内示があった職員の任免については後ほど報告いたします。

以上でございます。

○委員長職務代理者 続きまして、学校教育関係を学校教育課長補佐をお願いします。

○学校教育課長補佐 2ページをお開き下さい。前委員会から本委員会までの事務報告であります。2月13日から数回に渡りまして、総合計画特別委員会が開催されております。14日夕陽会函館支部で勇退者の激励感謝会で教育長が出席しております。16日に教頭会。18日と26日一般教諭の二次と三次の人事協議がありまして教育長が渡島教育局に行っております。2月20日議会2月会議及び総合計画特別委員会、21日町のPTAの新年懇親会が行われております。3月1日福島商業高等学校の卒業式。3日校長会。3月4日から5日にかけて高校の一般入試がありまして22

名の方が合格しております。5日福島小学校において福島小学校の5年生と吉岡小学校の5・6年生を対象にイカの料理教室を行いました。6日教頭会。9日から17日にかけて議会3月会議定例会です。13日から各小中学校、幼稚園等で卒業式がございました。24日各小中学校の終業式になっております。25日退職者辞令交付式を行っております。26日本日、議会3月第2回会議が議場で開催されております。次に今後の主な行事予定です。4月6日に各小中学校の入学式、8日には参考までに福島商業高等学校の入学式となっております。

以上でございます。

○委員長職務代理者 続いて生涯学習関係を生涯学習係長をお願いします。

○生涯学習係長 3ページをお願いします。前委員会から本委員会までの事務報告です。2月16日に松前神楽調査委員会議。2月19日スポーツ・文化賞表彰式を福祉センターで行っております。3月4日文化財調査委員会議を開催しております。3月11日総合体育館団体利用者会議ということで平成27年度総合体育館改修工事がありますので、その内容を夜間団体利用者の方に周知しております。3月25日から29日まで福祉センターで行われております「竹鶴政孝と北海道」が道立図書館の主催、連携事業ということで行われております。28日にはDVD上映会も予定しております。続きまして今後の主な行事予定になりますが、4月28日パークゴルフ場オープンを予定しております。

以上でございます。

○委員長職務代理者 続きまして給食センター関係を太田給食センター次長をお願いします。

○給食センター次長 前委員会から本委員会までの事務報告です。2月20日に福島小学校4年生の保護者の給食試食会。同じく20日吉岡小学校1・2年生が給食センターを見学しております。3

月3日に給食センター運営委員会が開催されており、教育長と所長が出席しております。9日から16日にかけて福島小・中、吉岡小でバイキング給食を実施しております。23日で3学期の給食を終了しております。主な行事予定といたしまして4月6日から給食を開始いたします。

以上でございます。

○委員長職務代理者 報告が終わりました。ご質問はございますか。

○委員長職務代理者 3ページのべこもちづくり講座にはどのような年齢層の方が参加しているのですか。

○生涯学習係長 漁業女性部が主体となっております。

○委員長職務代理者 他にご質問ございますか。
(「なし」との声あり)

○委員長職務代理者 質疑なしと認め、事務報告を終結いたします。

報告第1号 平成26年度福島町一般会計補正予算(教育費関係)について

○委員長職務代理者 日程第4、報告第1号、平成26年度福島町一般会計補正予算(教育費関係)について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。飯田学校教育課長お願いします。

○学校教育課長 議案の1ページをお願いいたします。報告第1号、平成26年度福島町一般会計補正予算(教育費関係)について、平成26年度福島町一般会計補正予算(教育費関係)を町と協議し、平成26年度福島町議会定例会3月第2回会議に上程しましたので承認を求めます。平成27年3月26日提出。記。本日3月第2回会議が行われました。別冊1をお願いします。一般会計補正予算(教育費関係)についてです。3ページをお願いいたします。3ページの上段、教育委員会費の2番目教育関係団体・大会参加助成金

908,000円を追加しております。これにつきましては国の補正予算の関係で国の緊急経済対策により平成26年度の地域住民生活等、緊急支援のための交付税対策事業としてでございます。本来であれば27年度の予算なんですけれども、26年度に前倒しをして繰越明許により執行するということです。その他に町の方では、例えばプレミアム商品券の関係など色々なものを国から示されたものに合わせて事業を組んであります。それで教育費関係では住民生活等緊急支援の事業に合致するというので学校給食会の助成金908,000円を前倒しして26年度の予算に補正計上するという内容でございます。

以上でございます。

○委員長職務代理者 暫時休憩いたします。

《休憩 18:23~18:25》

○委員長職務代理者 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。ご質問ございませんか。

(「なし」との声あり)

○委員長職務代理者 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております報告第1号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長職務代理者 異議なしと認めます。よって報告第1号については原案どおり承認することに決しました。

報告第2号 平成27年度福島町一般会計補正予算(教育費関係)について

○委員長職務代理者 日程第5、報告第2号、平成27年度福島町一般会計補正予算(教育費関係)について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。学校教育課長お願いします。

○学校教育課長 議案の2ページをお願いいたし

ます。報告第2号、平成27年度福島町一般会計補正予算（教育費関係）について。平成27年度福島町一般会計補正予算（教育費関係）を町と協議し、平成26年度福島町議会定例会3月第2回会議に上程しましたので承認を求めます。平成27年3月26日提出。記。別冊2をお願いいたします。3ページをお開きください。上段の教育委員会費の2番、教育関係団体・大会参加助成金908,000円の減額。これは先程報告第1号に関連しまして、26年度で補正を追加しましたので27年度分については908,000円を減額補正するという関係でございます。

○生涯学習課長 5ページの1番下をお願いいたします。2目文化財保護費ここで館崎遺跡の江別にある北海道埋蔵文化財センターに視察に行く旅費として121,000円を補正計上したものです。

○委員長職務代理者 提案理由の説明が終わりました。ご質問はございませんか。

（「なし」との声あり）

○委員長職務代理者 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております報告第2号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長職務代理者 異議なしと認めます。よって報告第2号については原案どおり承認することに決しました。

報告第3号 平成27年度福島町学校給食会計予算の承認について

○委員長職務代理者 日程第6、報告第3号、平成27年度福島町学校給食会計予算の承認について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。学校教育課長お願いします。

○学校教育課長 議案の3ページをお願いいたし

ます。報告第3号、平成27年度福島町学校給食会計予算の承認について、平成27年度福島町学校給食会計予算については平成27年3月3日開催の福島町学校給食センター運営委員会において別紙のとおり決定されましたので承認を求めます。平成27年3月26日提出。記。

4ページをお願いいたします。平成27年度福島町学校給食会計予算ということでまず収入の方です。給食費今年度が13,945,000円、前年度と比較しまして293,000円の減。現在小学生・中学生の月額給食費が小学生3,700円、中学1・2年生4,500円、中学3年生4,200円を人数と月数をかけまして算出したのが13,945,000円になります。それから助成金、今年度予算額が853,000円。前年度と比較しまして、256,000円の増。これにつきましては26年度は1人200円だったんですが、27年度から300円をお願いすることになりまして人数分かける12ヶ月で853,000円となります。100円の増につきましては地場産の食材を使うということで100円をあげてもらいました。それから現金繰越金20,000円、前年度と比較しまして10,000円の増、在庫繰越20,000円、前年度と比較しまして10,000円の増。雑収入16,000円、前年度と比較しまして1,000円の増ということになります。今年度予算14,854,000円、前年度予算が14,870,000円で16,000円の減となります。

次に5ページをお願いいたします。支出になります。パン・米飯につきましては北海道学校給食会から提示されている単価を使用しております。牛乳につきましてはまだ予算の段階では決定されていませんので前年度の単価を使用しております。パン・米飯購入費ということで予算額2,158,000円、前年度に比べて181,000円の減となります。パンが80回、米飯が110回を予定しております。それからパン加工品221,000円、前年度に比べて5,000円の減。これにつきましては

前年度と同額の単価を見込んでおります。副食材料費 10,127,000 円、前年度と比較しまして 146,000 円の増。これにつきましてはパン食・米飯食それぞれ算出しまして町の助成金の分これを加えております。町の助成金を 1 食あたり 14.02 円かける 190 回分これを予算計上しております。それで 10,127,000 円の予算を見込んでおります。続いて牛乳購入費 2,345,000 円、前年度に比べて 30,000 円の増となります。補食費 1,000 円前年度と同額です。これにつきましては欠食があった場合おやつ代にまわす関係で一応科目の設定で予算をとっております。予備費 2,000 円、振込手数料他で予算をとっております。今年度支出の予算額が 14,854,000 円、前年度と比較しまして 16,000 円の減で会計予算を設定して承認をいただいております。

以上でございます。

○委員長職務代理者 提案理由の説明が終わりました。ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○委員長職務代理者 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております報告第 3 号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長職務代理者 異議なしと認めます。よって報告第 3 号については原案どおり承認することに決しました。

議案第 1 号 福島町学校給食センター管理規則の一部改正について

○委員長職務代理者 日程第 7、議案第 1 号、福島町学校給食センター管理規則の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。学校教育課長お願いします。

○学校教育課長 議案の 6 ページをお願いいたします。議案第 1 号、福島町学校給食センター管理規則の一部改正について、福島町学校給食センター管理規則の一部を改正する規則を定める。平成 27 年 3 月 26 日提出。記。7 ページをお願いいたします。福島町学校給食センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるということで左が改正前、右が改正後ということで 2 条で学校給食法のところに以下「法」という。をまず加えます。次に第 11 条で (4) の法、法は先程の学校給食法ということで法第 9 条第 1 項の規定による衛生管理、献立作成及び物資選定に関する事項。これを学校給食センター運営委員会の審議事項の中にいれますという中身でございます。これにつきましては、今までは当町では選定委員会を設置してませんでしたけれども、道からの指導によりまして以前道内の給食センターでの食中毒から始まりまして、金銭問題の事故、その他ありまして道の方では食中毒・金銭事故を未然防止の観点から食品選定の組織や食品発注、経理業務のチェック体制を十分とれるような体制を作りなさいということで委員会で点検・見直しが必要におこなわれるように改善して下さいという道からの指導がありました。それに基づきまして道の方では衛生管理委員会なり物資選定委員会を新たに立ち上げる必要がなく、既存にある委員会に業務を任せてもいいということの指導がありました。別冊 3 をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。議案第 1 号関係、改正の理由ということで学校給食法第 9 条第 1 項により、衛生管理委員会及び献立作成委員会並びに物資選定委員会の設置が義務付けられており、北海道教育委員会が実施した学校給食施設の一斉点検により委員会を設置するよう指導があることから改正を行うものという内容です。改正後の下の段役員のところ運営委員会については次の事項で審議するというので元々 1 から 3 とその他の目的が

ありその中の4番に学校給食法第9条第1項の規定による衛生管理、献立作成及び物資選定に関する事項。これを選定委員会の審議する事項に加えると規則を改正するという内容で施行期日については公布の日から施行するという事で学校給食センターの管理規則の一部を改正しようとするものでございます。よろしくをお願いします。

以上でございます。

○委員長職務代理者 提案理由の説明が終わりました。ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○委員長職務代理者 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第1号について、原案どおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長職務代理者 異議なしと認めます。よって議案第1号については原案どおり可決いたしました。

議案第2号 福島町私立幼稚園就園奨励費補助金 交付要綱の一部改正について

○委員長職務代理者 日程第8、議案第2号、福島町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。学校教育課長をお願いします。

○学校教育課長 議案の8ページをお願いいたします。議案第2号、福島町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について、福島町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を定める。9ページをお願いいたします。福島町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱ということで左側が今現在の改正前の要綱になります。これにつきましては

私立幼稚園に入園しているお子さんの親御さんに町民税の課税額及び家庭・子供の状況、一人っ子なのか兄妹がいるのかその状況に応じて奨励費補助金を出すようになっております。国の基準が変わったことによってそのまま町の基準も変わると、補助限度額も変えるということになります。まず上の段の1人就園及び兄・姉が幼稚園児の場合ということで太字と下線の部分です。一番変わるのが④の下の上記区分以外の世帯というのが新しく加われました。これは2人以上が就園している場合は最高で154,000円、3人以上が就園している場合は308,000円というのが加わりました。その次の兄・姉が小学校1~3年生の場合これにつきましても④の下で上記区分以外の世帯ということで小学校1~3年生の兄・姉が1人いる場合は154,000円、2人以上の場合は308,000円となっておりますけども、福島町の私立幼稚園の場合は最高で年額182,000円、授業料と入園料それと冬季の暖房料これを合わせた年額182,000円これが親御さんが幼稚園に納める金額となります。ですから色々金額がありますがそれ以下になりますので最高で182,000円の補助をします。これを年2回、秋と冬に分けて支出するという事になっております。附則でこの要綱が公布の日から施行し平成26年4月1日から適用するということで去年の平成26年度の分から適用するという内容の改正になります。

以上をもって説明を終わります。

○委員長職務代理者 提案理由の説明が終わりました。ご質問はございませんか。

○委員長職務代理者 ②の当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯は生活保護とは違うものなのですか。

○学校教育課長 別になります。

○委員長職務代理者 障害などで保険をもらっている方も該当になった場合この補助の対象になるんですか。

○学校教育課長 町民税が非課税ということは均等割もかかっていないということです。税法上からいって障害年金などは非課税の収入になるのでそれは除かれます。ですから実際には算定になれば給与収入だとか営業収入だとかそういう部分が税の対象になります。

○委員長職務代理者 暫時休憩いたします。

《休憩 18:45~18:55》

○委員長職務代理者 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。他にご質問はございますか。

(「なし」との声あり)

○委員長職務代理者 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第2号について、原案どおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長職務代理者 異議なしと認めます。よって議案第2号については原案どおり可決いたしました。

議案第3号 平成27年度福島町奨学生の選定について

○委員長職務代理者 日程第9、議案第3号、平成27年度福島町奨学生の選定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 議案の10ページをお願いいたします。議案第3号、平成27年度福島町各種奨学生の選定について、平成27年度福島町各種奨学生として別紙のとおり願い出がありましたので福島町奨学資金条例第4条の規定及び福島町小笠原実奨学金基金条例第7条の規定、福島町花田俊勝奨学生基金条例第8条の規定により奨学生を選定したいので、意見を求めます。平成27年3月26日提出。記。別冊4をお願いいたします。

今回奨学生として願い出た方は2名の方です。1番目、現在高校1年生で、4月から2年生になります。この方につきましては去年の4月から町の奨学資金を月々15,000円、年額で180,000円を借りております。4月からは希望として1次金200,000円、毎月30,000円を貸していただいて、2年、3年で720,000円を借りたいということです。1年生の分と合わせまして1,100,000円となりますのでこれは高校生の限度額になります。2番目、現在衛生看護科の1年生です。4月からは2年生になります。この方は1年生の時借りていませんでしたので、2年、3年生の分を借りたいということです。月々40,000円で、看護衛生関係なので小笠原基金を優先して、小笠原基金で20,000円、町の奨学金で20,000円の月々40,000円これを2、3年で貸付すると960,000円を貸し付けしてほしいとのことです。次のページをお願いいたします。1ページでは30,000円を24ヶ月で720,000円。一時金で200,000円の貸し付け受けたいと。右の支出計画書では、研修旅行費用120,000円、実習費89,000円がかかるので一時金を貸付してほしいとの願い入れになります。

次に4ページをお願いいたします。毎月40,000円を24ヶ月。40,000円の内20,000円が小笠原基金、残りの20,000円が町からの奨学金になります。

簡単ではありますが以上をもって説明を終わります。

○委員長職務代理者 提案理由の説明が終わりました。ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○委員長職務代理者 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第3号について、原案どおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長職務代理者 異議なしと認めます。よって議案第3号については原案どおり可決いたしました。

議案第4号 福島町学校薬剤師の委嘱について

以下、個人情報に関する表現及び個人が特定される恐れのある部分を伏せてあります。

○委員長職務代理者 日程第10、議案第4号、福島町学校薬剤師の委嘱について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。学校教育課長をお願いします。

○学校教育課長 議案の11ページをお願いいたします。議案第4号、福島町学校薬剤師の委嘱について。福島町学校薬剤師を次のとおり委嘱したいので、意見を求めます。平成27年3月26日提出。記。氏名、川内谷直志さん、年齢〇〇歳の方です。住所が松前郡〇〇〇〇、発令年月日が平成27年4月1日。この川内谷さんにつきましては松前町の〇〇〇〇の薬剤師さんでございます。そして松前町の〇〇〇〇の方でもあります。この薬剤師の委嘱につきまして本来は町内に薬剤師がいれば委嘱して3つの学校を見てもらうんですけども今までは町内に薬剤師がいないということで委嘱しておりませんでした。これも北海道教育委員会からの指導によりまして今後小学生のフッ化物洗口の普及が予測されます。現在は吉岡小学校ですが、福島小学校もやってくださいと先日も説明がありました。道教委の指導としましては町内に薬剤師がいない場合であれば近隣の町にいる薬剤師にお願いして委嘱をしてくださいと指導がありました。松前町と相談いたしまして、この川内谷さんをお願いしたところ快く引き受けていただいたので4月1日付をもって学校薬剤師を委嘱したいという内容でございます。

以上をもって説明を終わります。

○委員長職務代理者 提案理由の説明が終わり

ました。ご質問はございませんか。

○委員 訪問指導はあるのですか。

○学校教育課長 学校にはですね、今予定されているのは教室の明るさ、教室の天井、黒板の明るさが学校環境基準にあっているかどうか。教室や特別教室の空気の換気、二酸化炭素の濃度などを年1、2回定期的に調べてもらいます。これは松前町さんのほうでもお願いしてやっていると。後は薬の相談など、これは電話でも対応するという業務内容になっており、3つの学校をお願いしたいということです。

○委員長職務代理者 薬の相談っていうのが学校関係のことでなくてもいいんですか。

○学校教育課長 薬の相談内容なんですけど、たとえば理科で使う実験用の薬品が古くなったなど、薬品を処分したいときに薬剤師を通して処分するかといった内容の相談になります。

○委員長職務代理者 他にご質問ございませんか。

(「なし」との声あり)

○委員長職務代理者 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第4号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長職務代理者 異議なしと認めます。よって議案第4号については原案どおり可決いたしました。

議案第5号 福島町教育委員会事務局職員の任免について

○委員長職務代理者 日程第11、議案第5号、福島町教育委員会事務局職員の任免について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。教育長をお願いします。

○**教育長** 議案の12ページをお願いいたします。議案第5号、福島町教育委員会事務局職員の任免について。福島町教育委員会事務局職員について、平成27年4月1日付をもって次のとおり発令したいので、意見を求めます。平成27年3月26日提出。記。別冊5をお願いいたします。議案第5号関係でございます。先般、町の方から人事異動・内示がございましたのでお知らせいたします。4月1日付になります。1番、出向が氏名、太田徳浩。福島町に出向を命ずるという辞令になります。実際のところは農林課課長補佐になります。現職は学校給食センター次長でございます。次に星野優司。現職は学校教育課課長補佐ですが、これも福島町に出向ということで住民生活課課長補佐という発令になります。3人目、住吉真由美。現職は学校教育課係長ですが、福島町議会に出向となります。事務局次長ということで昇任人事となります。2番目の発令になります。1番目、山登みどり。現職は財務課課長補佐ですが、学校給食センター次長という発令になります。2番目、福原貴之。現職は生涯学習課係長ですが、生涯学習課課長補佐と昇任人事となります。3番目、石川秀二。現職は保健福祉課福祉係長ですが、学校教育課学校教育係長という発令になります。4番目、太田祥子。現職は総務課総務係ですが、学校教育課学校教育係という発令になります。

以上をもって説明を終わります。

○**委員長職務代理者** 提案理由の説明が終わりました。ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○**委員長職務代理者** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第5号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**委員長職務代理者** 異議なしと認めます。よつ

て議案第5号については原案どおり可決いたしました。

閉会宣言

○**委員長職務代理者** 以上で本委員会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって平成27年第4回福島町教育委員会会議を閉会いたします。本日はご苦勞様でした。